

令和6年度再資源化等業務に関する事業報告書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条が規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定される再資源化等業務を実施した。

令和6年度においては、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不適正な処理を行う事業者等への指導強化に資する知見の共有、また、地方公共団体固有の課題の解決に向けた支援を実施した。

II. 事業内容

令和6年度に再資源化等業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、年間製造・輸入台数が1万台未満の自動車製造業者等である特定自動車製造業者等29社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

令和6年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で前年度比102.7%となる9,373台分、0.5億円の委託料金等収入を収受した。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

令和6年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で前年度比99.3%となる8,766台分、0.8億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表した。

また、本業務においては、環境省との連携及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下「D.Waste-Net」という。)メンバーとしての活動を通して、災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施した。

- (1) 「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」、南海トラフ巨大地震等における「仮置場移動被災自動車の発生量推計」等を活用した、情報提供・啓発活動並びに説明会、研修会を通して、地方公共団体における被災自動車適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施した。
- (2) 令和6年能登半島地震の対応として、輪島市内で発生した大規模火災による被災自動車撤去処理に向けて、環境省、輪島市、一般社団法人日本自動車リサイクル機構と支援体制を構築し、81台の焼損車両撤去並びに自動車リサイクル法に基づく適正処理を実施した。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を実施した。

令和6年度も定常的な取組みを推進し、77市町村に対し、20,024台分、1.1億円の出えんを実施した。

また、本業務において、その他以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題解消にむけて以下の支援を実施した。
 - ① 被災時における被災自動車撤去が円滑に進むよう、被災自動車発生量を推計し、100台以上発生すると予測される4市町村に対し、災害発生時における手引書・事例集を送付。
 - ② 放置自動車の存在が報告された16離島市町村に対し、撤去処理に向けたスキームの活用推進等助言を実施。
 - ③ 本支援事業未活用の小規模離島市町村を対象に、市町村が定める現行要綱の見直し改善の提案及び搬出方法スキームが無い市町村へ好事例を紹介する等、事業の拡大を推進。
- (2) 自動車リサイクルに対する意識向上と本支援事業の周知活動として、39市町村へ海上輸送支援に関するポスター・チラシ等を配付した。
- (3) 本支援事業の出えん承認時に必要としていた証憑類のペーパーレス化を促進し、120市町村に対し郵送から電子メール送付に切り替える等、業務改善を推進した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を継続して地方公共団体に周知しているものの、令和6年度も不法投棄等対策支援事業を活用した地方公共団体はなかった。

本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施した。

- (1) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方公共団体の対応状況等を確認するとともに、国及び解体・破碎業の業界団体と連携を図りながら、事案

解消につなげる施策を推進した。令和6年度は、地方公共団体と連携し173台の撤去が完了した。

- (2) 「基礎知識研修(座学研修)」について、これまでの座学研修を動画視聴による映像研修(eラーニング)に切り替え、地方公共団体職員による適宜の視聴を可能にした。また、「ステップアップ現場研修(実務研修)」については、岡山県を皮切りに、兵庫県、三重県、茨城県及び千葉県において開催し、51か所93名の地方公共団体職員に対し、効果的・効率的に事業者を指導できる知見を提供した。
- (3) 事業者による不適正行為への対応を目的として、千葉県による事業者サポート研修を業界団体と連携して開催した。本取り組みでは多言語対応のもと、19事業者30名へ自動車リサイクル法の知識及び自動車解体の実技指導を実施した。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化等業務(5号業務)
本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。
令和6年度は、地方公共団体による不法投棄等対策支援事業の活用がなく、本業務の実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)
本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。
令和6年度は、地方公共団体その他の者からの要請がなく、本業務の実績もなかった。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和6年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

以上